

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第22号

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

四日市市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成24年四日市市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 水道布設工事監督者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に<u>3年以上</u>従事した経験を有する者。<u>ただし、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、水道等に関する技術上の実務に4年以上</u>従事した経験を有する者。<u>た</u></p>	<p>(水道布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 水道布設工事監督者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、水道に関する技術上の実務に2年以上</u>従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、水道に関する技術上の実務に3年以</u></p>

だし、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、水道等に関する技術上の実務に5年以上従事した経験を有する者。ただし、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、水道等に関する技術上の実務に6年以上従事した経験を有する者。ただし、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、水道等に関する技術上の実務に7年以上従事した経験を有する者。ただし、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

上従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、水道に関する技術上の実務に5年以上従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、水道に関する技術上の実務に7年以上従事した経験を有する者

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、水道等に関する技術上の実務に8年以上従事した経験を有する者。ただし、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

(7) 水道等の工事に関する技術上の実務に10年以上従事した経験を有する者。ただし、5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

(8) 第1号又は第2号に規定する課程を修めて大学を卒業した者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、水道に関する技術上の実務に次のア又はイに掲げる者についてそれぞれ当該ア又はイに定める年数以上従事した経験を有する者。ただし、アについては1年以上、イについては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

ア 第1号に規定する課程を修めて大学を卒業した者 2年

イ 第2号に規定する課程を修めて大学を卒業した者 3年

(9) 外国の学校において、第1号から第

(5) 水道の工事に関する技術上の実務に10年以上従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する課程及び学科目を修めて大学を卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、水道に関する技術上の実務に次のア又はイに掲げる者についてそれぞれ当該ア又はイに定める年数以上従事した経験を有するもの

ア 第1号に規定する課程及び学科目を修めて大学を卒業した者 1年

イ 第2号に規定する課程及び学科目を修めて大学を卒業した者 2年

(7) 外国の学校において、第1号若しくは

6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。ただし、それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、水道等に関する技術上の実務に1年以上従事した経験を有する者。ただし、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、水道等に関する技術上の実務に3年以上従事した経験を有する者。ただし、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。

（水道技術管理者の資格）

第4条 水道技術管理者は、次の各号の

は第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、水道に関する技術上の実務に1年以上従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第4条 水道技術管理者は、次の各号の

いずれかに該当する資格を有する者とする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

いずれかに該当する資格を有する者とする。

(1) 前条の規定により水道布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

る。)であって、水道に関する技術上  
の実務に1年以上従事した経験を有  
する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及  
び第2項の規定による土木施工管理  
に係る1級の技術検定に合格した者  
であって、水道に関する技術上の実務  
に3年以上従事した経験を有する者

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(上下水道局技術部水道建設課)